



# 土橋周辺まちづくりニュース

## VOL.46

## 令和6年4月 発行

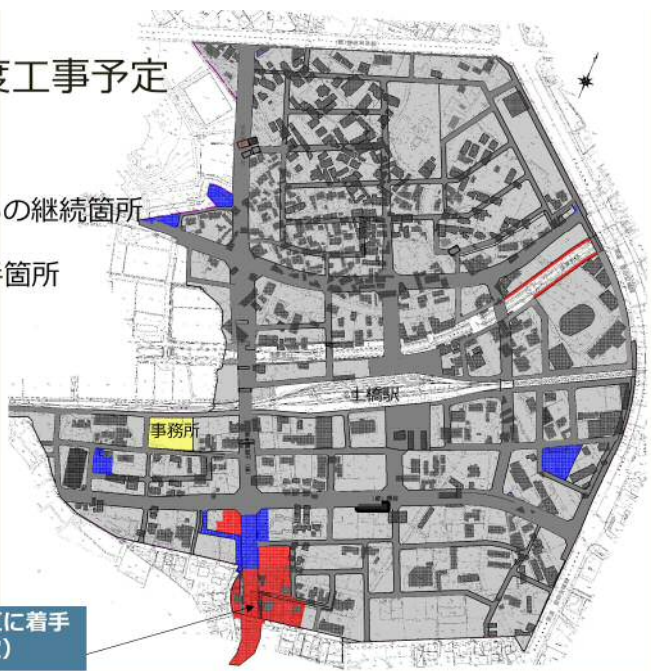


陽春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。日頃は土橋区画整理事業に御協力いただき、ありがとうございます。新年度のまちづくりニュースを作成しました。今年度もよろしくお願い致します。

### ● 事業の進捗状況 ●

#### ■ 令和6年度工事予定

- 施工済区域
- 令和5年度からの継続箇所
- 令和6年度着手箇所
- 未着手箇所



(都)土橋竜神線残工区に着手  
(R6~R8を予定)

- ・左の図で青く示した区域は、令和5年度から工事を行っている道路等で、7月末までに完了する予定です。
- ・赤で示した範囲は、令和6年度に工事着手する予定ですが、都市計画道路土橋竜神線残工区については令和8年度まで工事を実施する予定です。
- ・周辺にお住いの皆さまには、**工事中の道路の迂回等で引き続きご迷惑をおかけしますが、よろしくお願い致します。**

### ● 所有権移転届について ●

- ・事業地内の土地を売買、贈与、相続等により**所有権移転した場合は、「所有権移転届」の提出をお願いします。**
- ・提出がない場合、仮換地証明の発行など、遅れてしまう場合がありますのでご注意ください。また、共有名義の場合は、「所有権移転届」と併せて、「代表者選任届」が必要になります。

### ● 使用収益開始通知の発送について ●

- ・**出来形確認測量（仮換地の面積を確定するための測量）が終了した地域（国道419号から北側）の地権者の方々に使用収益開始通知を送付します。**
- ・すでに皆様方には実際に土地を使用いただいておりますが、一定のまとまりをもった範囲における出来形確認測量が全て完了した時点で、その土地の工事が完了したものとみなし、土地区画整理法第99条第2項に基づく使用収益開始できる日の通知を発送することとしています。

### ● 仮清算の実施について ●

- ・土橋区画整理事業では令和10年度の換地処分を目指し事業を進めているところですが、円滑に事業を進めいくため、**今年度より土地区画整理法第102条に基づく仮清算を実施予定です。**なお、対象となる方へは、改めて通知させていただき、その後詳細をご説明させていただく予定です。

<お問合せ> 豊田市役所 土橋区画整理事務所 豊田市曙町5-7  
電話 0565-71-5211 FAX 0565-24-5775 e-mail : tuchihasi@city.toyota.aichi.jp

豊田市HP

